

## ○EDINET概要書一部改正案

改 正 案	現 行						
<p>【EDINET 概要書 8 ページ目改正案】</p> <h3>4 EDINET と XBRL</h3> <p>XBRLは、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピュータ言語です。XBRLの導入により多くの投資家等が財務情報等の高度な加工・分析を行うことが可能です。</p> <p>開示書類等提出者は、有価証券報告書等をEDINETにより提出する場合、財務諸表をXBRL形式で作成するものとします。</p>	<p>【EDINET 概要書 8 ページ目現行】</p> <h3>4 EDINET と XBRL</h3> <p>金融庁は、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、2008年3月17日よりXBRLを導入した新EDINETを稼動します。</p> <p>XBRLは、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピュータ言語です。XBRLの導入により多くの投資家等が財務情報等の高度な加工・分析を行うことが可能となります。</p> <p>開示書類等提出者は、2008年4月1日以後開始事業年度等に係る有価証券報告書等をEDINETへ提出する場合、財務諸表をXBRL形式により提出することとなります。</p>						
<h4>4-1 XBRL の範囲</h4> <p>開示書類等提出者は、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の経理の状況等に掲げる財務諸表のうち、(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、(連結)キャッシュ・フロー計算書について、注記事項や附属明細表等を除き、XBRL形式で作成するものとします。それ以外の部分については、HTML形式で作成するものとします。</p> <p>ただし、<u>指定国際会計基準により連結財務諸表又は財務諸表等を作成する場合には、当面の間、別添1「指定国際会計基準適用時のEDINETにより提出するデータ形式」とおりとします。</u></p> <p>なお、外国会社、外国債等の発行者又は外国特定有価証券の発行者が提出する財務書類のうち、<u>財務諸表等規則第129条第1項、第2項又は第5項ただし書</u>の適用を受ける財務書類については、<u>HTML形式で作成するものとします。</u></p> <p>また、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）附則第2条第2項の適用を受け、米国式連結財務諸表を作成している会社が提出する連結財務諸表については、<u>HTML形式で作成するものとします。</u></p>	<h4>4-1 XBRL の範囲</h4> <p>開示書類等提出者は、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の経理の状況等に掲げる財務諸表のうち、(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、(連結)キャッシュ・フロー計算書について、注記事項や付属明細表等を除き、XBRL形式により作成します。それ以外の部分については、従来どおり、HTML形式により作成します。</p> <p>なお、外国会社、外国債等の発行者又は外国特定有価証券の発行者が提出する財務書類のうち、<u>財務諸表等規則第127条第1項、第2項又は第5項ただし書き</u>の適用を受ける財務書類については、<u>従来どおり、HTML形式により作成します。</u></p> <p>また、<u>連結財務諸表等規則第93条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の適用を受け、米国式連結財務諸表を作成している会社が提出する連結財務諸表については、従来どおり、HTML形式により作成します。</u></p>						
<p>【EDINET 概要書 10 ページ目改正案】</p> <h4>4-4 使用するタクソノミ</h4> <p>EDINETにより提出するXBRL形式のデータは、原則として当庁の公表するEDINETタクソノミを使用して作成するものとします。</p> <p>ただし、<u>指定国際会計基準により作成する連結財務諸表又は財務諸表については、国際会計基準委員会財団が公表するIFRSタクソノミを使用して作成するものとします。</u></p> <p>なお、<u>使用するタクソノミのバージョンは別添2「使用するタクソノミのバージョン」のとおりとします。</u></p>	<p>【EDINET概要書10ページ目現行】</p> <h4>4-4 使用するEDINETタクソノミ</h4> <p>EDINETに提出するXBRL形式のデータは、当庁の提供するEDINETタクソノミを使用して作成するものとします。</p> <p>なお、<u>使用するEDINETタクソノミのバージョンと開示書類の種類及び対象期間の関係は次の通りとします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>EDINETタクソノミ</th> <th>開示書類の種類</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年版EDINETタクソノミ [2009-03-09]</td> <td>有価証券報告書 (その訂正報告書及びXBRLの修正を含む) 半期報告書及び四半期報告書</td> <td>2009年3月31日以後に終了する事業年度または特定期間に係る書類 2009年4月1日以後に開始する事業年度</td> </tr> </tbody> </table>	EDINETタクソノミ	開示書類の種類	対象期間	2009年版EDINETタクソノミ [2009-03-09]	有価証券報告書 (その訂正報告書及びXBRLの修正を含む) 半期報告書及び四半期報告書	2009年3月31日以後に終了する事業年度または特定期間に係る書類 2009年4月1日以後に開始する事業年度
EDINETタクソノミ	開示書類の種類	対象期間					
2009年版EDINETタクソノミ [2009-03-09]	有価証券報告書 (その訂正報告書及びXBRLの修正を含む) 半期報告書及び四半期報告書	2009年3月31日以後に終了する事業年度または特定期間に係る書類 2009年4月1日以後に開始する事業年度					

	<u>(それらの訂正報告書及びXBRLの修正を含む)</u>	<u>に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類</u>
	<u>有価証券届出書</u> <u>(その訂正届出書及びXBRLの修正を含む)</u>	<u>2009年3月31日以後に終了する事業年度または特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類</u>
<u>2008年版EDINETタクソノミ [2008-02-01]</u>	<u>有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び有価証券届出書</u> <u>(それらの訂正報告書又は訂正届出書並びにXBRLの修正を含む)</u>	<u>上記以外の書類</u>